

<人材派遣法改正> 移行期間の延長について

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、2021年7月31日に官報公布された人材派遣法改正における移行期間の延長について解説します。

ご存知のとおり、2021年4月23日に改正後連邦労働法が官報公布され、その翌日の4月24日から改正法が施行されています。また、連邦労働法の改正と合わせて社会保障関連法および税法関連規定も改正されており、同時に改正法施行後の経過措置を定める附則（「附則」）も公表されていました。当該附則において、改正後の連邦労働法、社会保障関連法および税法関連規定に関する移行期間がそれぞれ定められていましたが、企業が今回の人材派遣法改正対応を行うための十分な時間を与える目的で、当該移行期間を一律に2021年9月1日まで延長することが、2021年7月30日に行われた臨時国会において下院および上院の両方で可決され、翌日31日に官報公布がなされました。

本トピックに関連して、KPMGメキシコはスペイン語版のニュースレターを発行しています。必要に応じてご参照ください。

[Flash: Reforma laboral - Prórroga para el cumplimiento de las obligaciones en materia de subcontratación \(02 agosto 2021\)](#)

<人材派遣法改正>

移行期間の延長について

2021年7月31日に官報公布された人材派遣法改正における各種移行期間の延長の概要は、以下のとおりです。なお、もともと各法令における移行期間が一致していなかったため、各改正法を適用する上での懸念や混乱がありました。今回の附則改定により全ての法令が2021年9月1日から一律に適用されるという方向で固まったということになります。また、この延長によってまだ対応が完了していない企業に対して追加の準備期間が与えられることは評価できるものの、法令遵守に際してこれだけ実務上の工数がかかる法令改正に対し、わずか1ヵ月程度の延長しか与えない点に、導入当時からの政府の本法令に対する強い思いが感じられます。

附則第1条

税法関連規定（連邦税法典・所得税法・付加価値税法）の施行日：

2021年8月1日→2021年9月1日

附則第3条

専門サービス提供者の労働社会保障省（STPS）への登録期限：
ガイドラインが公表された日から90日以内（2021年8月24日）→2021年9月1日

附則第4条および第7条

従業員の包括的移転（Employer Substitution）による雇用主登録変更期限：
改正法施行日から90日以内（2021年7月23日）→2021年9月1日

附則第5条

複数の労災クラスで社会保険庁（IMSS）の雇用者登録を行っている場合の労災クラスの変更期限：
改正法施行日から90日以内（2021年7月23日）→2021年9月1日

附則第6条

専門サービス提供者のIMSSへの情報提出期限：
改正法施行日から90日以内（2021年7月23日）→2021年9月1日

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされまよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。